毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県

編集 大野印刷㈱ (定価 一箇年 三万八千八百八十円

第二号様 1 日 第7条第3項」や「第7条第3項ただし書」

「第35条第3項」や「第35条第3項ただし書」以、

に、

「第28条第3項」や

「第39

「第40条の6第2項」や「第40条の

大
分
県
報
→ □ ₩

成二十

月三十 二七

日

日) 6第2頃ただし書」に改める。 条の2第2項」や「第39条の2第2項ただし書」以、 「第28条第3項ただし書」 ビ

(水曜

削り、 第三号様式の二の第1の1中

「強業時間」を「題店時間」に改め、

「□24時間対応」を

開店時間外で相 談できる時間		
等 分	口夜間休日の輪番	口夜間休日の輪番
分 ~	* 当番	• 卷
平		
37		
に改め、		 - を

医薬品、

医療機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改

規

則

目

次

身体障害者福祉法施行細則の一部改正………………………………………………………………七 同第1の3中 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則の制定………… 正

 $\frac{1}{3}$ 薬局サービス等

/ 楽/

を

 $\bar{\omega}$ 薬局サービス等

	健康サポート 薬局である旨 の 表 示	
〈薬	口有	
	口無	
	に改め	

同第1の4中

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第十三号

正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

医薬品、

医療機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改

○規

則

			第十九条第一頁中「第三十九条の三」を「第三十九条の三第一頁」こ处のる。
	口有・口無	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定の有 [無	び第二項の規定による」に改める。
に改める。	回有・口無	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定 の有無	第十八条中「及び第百五十九条の十三に規定する」を「並びに第百五十九条の十三第一項 第十七条中「第百五十九条の八」を「第百五十九条の八第一項」に改める。
	口有・口無	児童福祉法に基づく指定の有無	第十二条中「第百五十力条の五第一項」を「第百五十力条の五」に改める
	口有・口無	母子保健法に基づく指定の有無	終っ 「寛宜宝一 Lきの宝寛め 「同条第二項中「行なう」
	1		こての、
- ?	□ 在・□ 無	だ古孫成立の無原寺で成りの次年で発して祖先の名 [育へを第一頁中「トータートーロートートートートートートートートートートートートートートートートー
7		は後は日本7.1年1年1750年	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十
	口 有・口 無	母子保健決に基づく指定の有無 「	の一部を改正する規則

平成二十八年三月三十日

及び第二項の規定による」に改める

第十九条第一項中「第三十九条の三」を「第三十九条の三第一項」に改める。

医薬品、

の一部を改正する規則 医薬品、医療機器等の品質、

大分県報号外 (規則)

1 この規則は、 第十八条、 第十九条及び第二号様式の改正規定は、 平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、 公布の日から施行する。 第八条、 第十二条、

(改正前の医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

に定める用紙に関する経過措置

2 る法律施行細則第二号様式及び第三号様式の二の規定による用紙は、当分の間、 この規則による改正前の医薬品、 をして使用することができる。 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す 所要の補

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則をここに公布す

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第十四号

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則

第一条この規則は、 ものとする。 二十八年大分県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例 (平成

第二条 この規則において使用する用語は、 条例において使用する用語の例による。

(あっせんの申立て)

第三条 条例第二十条第一項又は第二項のあっせんの申立てをしようとする者は、 申立書(第一号様式)を知事に提出しなければならない あっせん

(あっせんの不実施等の通知)

第四条 あっせんを行わない旨の報告を受けたときはあっせん申立書を提出した者 を理由とする差別をしたとされる者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するもの とする。 人」という。)に対し、 知事は、 条例第二十一条第六項の規定により、 あっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは申立人及び障がい 大分県障害者施策推進協議会から、 。 以 下 申立

(勧告の方式)

第五条 条例第二十二条第二項の規定による勧告 事項を記載した書面をもってするものとする。 。 以 下 「勧告」という。) は、 次に掲げる

障がいを理由とする差別をしたと認められる者の氏名及び住所(法人にあっては、 そ

- の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 勧告の原因となる事実
- 勧告の内容

前三号に掲げるもののほか、 知事が必要と認める事項

(公表の方法等)

第六条 条例第二十三条第一項の規定による公表 の登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。 (以下「公表」 という。)は、 大分県報へ

条例第二十三条第一項の規則で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

2

- る事務所の所在地 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主た
- 勧告の原因となる事実及び勧告の内容
- 公表の原因となる事実

前三号に掲げるもののほか、 知事が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第七条 知事は、条例第二十三条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、 頭ですることを認める場合を除き、当該公表の対象となる者に対し意見を記載した書面 (以下「意見書」という。) の提出を求めるものとする。 П

- 2 当該公表の対象となる者は、 意見を述べるに当たり、 証拠資料を提出することができ
- 3 は、出頭すべき日)までに相当な期間をおいて、意見の聴取通知書(第二号様式)により 表の対象となる者に対し、意見書の提出期限(口頭で意見を述べることを認めた場合に 通知するものとする。 知事は、条例第二十三条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、 当該公
- 4 の日時又は場所の変更を申し出ることができる。 るときは、知事に対し、 (以下「口頭による意見聴取の対象者」という。) は、 前項の規定による通知 意見の聴取日時等変更申出書 (口頭で意見を述べることを認めるものに限る。) を受けた者 (第三号様式) により、 病気その他やむを得ない理由があ
- 変更することができる。 前項の規定による申出を受け、又は職権により、 意見の聴取の日時又は場所を

DEI	
やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書(第四号様式)により、口頭による意見聴した気気にいる事品を含いがするで、選手の恥耳の日間がでも見る習見したが、かどきに「災」	第1号様式(第3条関係)
取の対象者に通知するものとする。	あっせん申立書
(代理人の選任)	年 月 日
第八条 前条第三項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、代理人を	大分県知事 殿
選任することができる。	(由 小人)
2 代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができ	在 所
る。	天名
3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書(第五号様式)を知事に提出して	連絡先(電話番号) — —
証明しなければならない。	1 分布車袋に及る階がいつもみしてくいた
4 当事者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格	1)住所(障がいのある人本人が申立人である場合は記入不要です。)
喪失届出書(第六号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。	
附 則	(2)氏名 (障がいのある人本人が申立人である場合は記入不要です。)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。	(3)廃がい及び日常生活又は社会生活上の制限の内容 ア 障がいの内容
	イ 日常生活又は社会生活上の制限の内容
	2 申立人について(隣がいのある人本人が申立人である場合は記入不要です。) 申立人と障がいのある人本人との関係について、次の□のいずれかにチェックすると ともに、括弧内に必要事項を記入してください。 □家族 (続柄:
	□その他の関係者(関係:)
	3 特定相談の実施状況について 特定相談の実施状況について、次の□のいずれかにチェックするとともに、括弧内に 必要事項を記入してください。 □特定相談を行っていない。
	□特定相談を行った。(時期 年 月 日 ごろ)
	4 摩がいを理由とする差別をしたと考える者について (1)住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
	(2)氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

あなたが障がいを理由とする差別に当たると考える行為について、次により具体的に 記入してください。 (1)当該行為の時期
(2)当該行為の場所
(3)当該行為の行為者
(4)当該行為の内容
(5)当該行為が障がいを理由とする差別に当たると考える理由
6 あっキルを求める内容について
紙
7 その他参考となる事項について
その他あっせんを行うために参考となる事項があれば記入してください。
備考 1 氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

第2号様式 (第7条関係)

(*

の聴取通知書

意見

第年

第 月 日

프

大分県知事

霽

次のとおり噂がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例第23条第1項の規定に基づく公表を予定していますので、同条第2項の規定により通知します。

併せて、次のとおり公表についての意見の聴取を行いますので、障がいのある人もない人も心 豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則第7条第3項の規定により通知します。

		- 1	
		注意事項は、裏面のとおりです。	意見の聴取に際しての注意事項は、
			意見聴取
			口頭による
田 ま ら	Д	年	意見書の提出期限
			意見書の提出先
			なる事実
			公表の原因と
			表の内容
			予定される公

舗

類を提出してください。 ア 申立人が障がいのある人の家族の場合 戸籍、住民票その他障がいのある人との家 族関係を証する書類

イ 申立て人が障がいがある人の家族以外の関係者の場合 本人に代わって申立てをする理由を説明する書類

- 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、「口頭による意見聴取」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。この場合、「意見書の提出先」欄及び「意見書の提出 期限」欄は空欄とすること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(典)

意見の聴取に際しての注意事項

を記載して提出してください。 ては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに当該公表についての意見 意見書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名(法人にあっ

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、意見書の提出は必要ありません。

意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。

3

頭すべき期日に出頭しないとき)は、意見を述べる機会を放棄したものとして取り扱 提出期限までに意見書の提出がないとき(口頭による意見の聴取を行う場合は、出

4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたに病気その他やむを得ない 理由があるときには、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書(第3号様式)によ り、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

理人選任届出書(第5号様式)を知事に提出してください。 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できます。この場合には、代

の意見の聴取通知書を持参してください。 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、こ

第3号様式 (第7条関係)

围 9 職 贾 ш 畢 継 変 浬 # Ħ

1111

쾓

併 Ш

Ш

 $\stackrel{\wedge}{\mathbb{H}}$ 肥 大分県知事

郷

 π

より、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則第7条第4項の規定に

쾓		园	0	0	概	取	7	通	知	2	第			号		
9		綝	s.lm	車	\nearrow	Ğ	74	Ш	4	25.	半	Я		Ш		
変	/⊞	⊕ ⊞		事項	変	/=	前	Ш	畢	15.	年	月	Ш		專	分
								齑	炬							
					変	更希		Ш	專	4	年	Я	ш		棏	分
								揚	所							
緻		浬		#	Œ	9	O	曲	⊞							

論
差 氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

	第 4 号様式
	(第7条
逌	条関係
馬	٠
9	
下	
政	
ш	
平	
华	
栄	
后	
画	

四 9 商 及 Ш 4 # 栄 卍 Ħ 坐

畊

第年

田 神

大分県知事

礟

郷

大分県知事

Ξ

より、次のとおり決定したので通知します。 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則第7条第6項の規定に

					\mathbb{Z}	漸	疒
K				溪			
变更				/=		知	_
口不変更決定				栄	Č	=	甩
卍				承	~		
		変		変		9	9
		/≡ l		/⊞	ш		
		溆		丰		綝	ङ
油	施	Ш	華	ш			
:見 <i>a</i>	所	平	所	畢	付	中	斑
意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由		年月月		年月日		年 月 日	第 号
±		專		專			
		分		分			
		·	·				

備考 該当する□の中にレ印を付けること。

第5号様式 (第8条関係)

代理人 嬔 午 Ħ Ħ

11111

#

ш

 $\stackrel{}{\mathbb{H}}$ 肥

Ħ ₩

(E)

より、次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則第8条第3項の規定に

代理人の氏名	代理人の住所	意見の聴取通知 第 号 の番号及び日付 年月日	次の者は、私の代理人の資格を失ったので、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則第8条第4項の規定により届け出ます。	氏名 ⑩	住 所	大分県知事 殿	年 月 日	代理人資格燙失届田豐	第6号榛式(第8条関係)	
				第四号様式の8を次のように改める。	第七条 削除 第七条を次のように改める。	正する。	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 大分県規則第十五号	大分県知事 広 瀬 勝 貞	平成二十八年三月三十日	

4 拠気機能 (年 月 日) ア 予測肺活量	* 後隔の変形	图	イ 気 腫 化 (無・軽度・中等度・高度) ウ 線 雑 化 (無・軽度・中等度・高度)	下胸膜癒着 (無·軽度·	オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。 3 胸部X線写真所見(年 月 日)	エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。	ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自 分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。	イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩くときに息切れがある。	A	身長 cm 体重 kg 2 活動能力の程度	1 身体計測	(オープログログル は 大子 下 漢 間 か 一 な の な の な の な の な の な の な の な の な の な
-------------------------	---------	---	--	--------------	---	-------------------------------------	---	---------------------------------------	---	---	--------	---

性 0.045×身長(cm)-0.023×年齢(歳)-2.258

1 10 10 10 10 10 10 10	第四号様式の12の1中			
3 江温田の油浦 コテロンだい東部、	合計点数	点	4	汃
中学江	3 点項目の有無 (血清アルブミン値、プ ロトロンビン時間、血 清総ビリルリン値)			
(〇で囲む。) 5~6點・7~9點・10點以上 5~6點・7~9點・10點以上 5~6點・7~9點・10點以上 2 點() 2 點以上の前繼	「 合計点数	沪	Sm	
F·辞覈前又は端末の温 がひ3 温田以上に がす3 2 近以上の前浦 所則 所則 所則 所見 所見 所見 所要の補正をして使用することができる。 所要の補正をして使用することができる。 所要の補正をして使用することができる。	で囲む。	7~9点・	・7~9点・	F
工号様式及び第六号様式を次のように改める。 出号様式及び第六号様式を次のように改める。 上の規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条、この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、第七条、四規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定 にの規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定 にの規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定 にの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定 には、なお従前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおば前の例による。 には、なおは、なおば前の例による。 には、なおは、なおば前の例による。 には、なおは、なおば前の例による。 には、なおは、なおば前の例による。 には、なおは、なおは、なおば前の例による。 には、なおは、なおは、なおば前の例による。 には、なおは、なおは、なおは、なおは、なおは、なおは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ない	肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上にまける2点以上の有無	有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	_
附則 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (経過措置) この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定に通用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。 下手棄民及び報え、第七条、 (施行期日)	第五号様式及び第六号様式める。	ぞ次のように改める。		
間、所要の補正をして使用することができる。にだし、第七条、「に施行期日」という。)以後に行われる申請(身体障害者福祉法施行細則第四号様式によるの規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定にの規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定にの規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定の規度である。所要の補正をして使用することができる。	附則			
間、所要の補正をして使用することができる。 この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式によるの規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定にの規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定の規定による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定での規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定での規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条、この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条、	(施行期日)			
間、所要の補正をして使用することができる。 (経過措置) (経過措置) (経過措置) (経過措置)	、 この規則は、	の日から施行する。 、年四月一日から施行する。		
間、所要の補正をして使用することができる。 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則第四号様式による用:適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定による申請をいう。以下同じ行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請(身体障害者福祉法元の規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定は、	(経過措置)		第七条、	7· 様 式
間、所要の補正をして使用することができる。 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則第四号様式による用紙適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定による申請をいう。以下同じ。行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請(身体障害者福祉法)身体障害者福祉法施行細則	第七条、	禄式
間、所要の補正をして使用することができる。 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則第四号様式による用紙は適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。 年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定による申請をいう。以下同じ。)	行の日(以下「施行日」と	こいう。) 以後に行われる由	第四号様式の規定は、こただし、第七条、第五号	号様式及び第 の規則の施
間適	《二百八十三号》	··· :: ; · · · · · · · · · · · · · · · ·	請(身体障害者福祉法・第四号様式の規定は、この規定は、この規定は、この規定は、この規定は、この規定は、この対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	(昭和二十四) (昭和10) (昭和10
間	遁		市請でいう。以下同じ。 第四号様式の規定は、5 第四号様式の規定は、5 第四号様式の規定は、5) (昭 の に 和 規 式
	間、所要の補正をして使用	の身体障害者福祉法施行細た申請については、なお従行五条第一項の規定による	別第四号様式による用紙前の例による。	は、 (昭和二十四 の規則の施 でが、 が のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、
		ですることができる。の身体障害者福祉法施行細の身体障害者福祉法施行細いては、なお従行日の場合による場合である。	別第四号様式の規定は、 2 第四号様式の規定は、 2 第四号様式の規定は、 2 第四号様式の規定は、 3 第四号様式の規定は、 3 第四号様式の規定は、 4 第四号様式の規定は、 5 第四号様式の規定は、 5 第四号様式の規定は、 6 第四号様式の規定は、 6 第四号様式の規定は、 7 第四号様式の規定は、 7 第四号様式の規定は、 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	がは、 (C の 相 が まず

大分県報号外 (規則)